

来場者向け

持込禁止物・禁止行為等に関する規約

目次

1. 総則

1-1. 目的

1-2. 適用範囲

1-3. 法令順守等

2. 入場時のセキュリティ検査

3. 持込禁止物

3-1. 持込禁止物（危険物等）

3-2. 持込禁止物（その他）

4. 禁止行為

4-1. 禁止行為（危険行為等）

4-2. 禁止行為（破壊行為等）

4-3. 禁止行為（使用・配布等）

4-4. 禁止行為（その他）

5. 入場拒否・退場措置

*来場者向け持込禁止物・禁止行為等に関する規約は必要に応じて改定する場合があります。

1. はじめに

1-1. 目的

本博覧会会場内の安全確保・秩序維持を目的として、特別規則第13号に基づき、会場内における持込禁止物・禁止行為等を規定する。

1-2. 適用範囲

本規約は、開催者、公式参加者、関係者等を除く本博覧会会場を訪れる全ての来場者に適用される。

1-3. 法令遵守等

本博覧会会場への入場にあたり、関係する日本の法律、神奈川県や横浜市の条例等を遵守すること。
また、本規約以外に開催者から他のガイドラインや資料、その他関連する基準等が提示された場合は、それらも遵守すること。

2. 入場時のセキュリティ検査

入場ゲートでは、来場者とその持ち物の検査を実施する。

3. 持込禁止物

開催者の許可なく、博覧会会場内へ以下の物を持ち込むことを禁止するものとする。

3-1. 持込禁止物(危険物等)

- ・火薬類、危険物、毒物及び劇物
- ・爆発、発火、有毒ガス発生等のおそれがあるもの
- ・武器、凶器、刃物類(銃、刀、ナイフ、はさみ等の刃物類、ライフル、手錠、水鉄砲、噴霧器等)
※製作物、模倣品、おもちゃ、手作り品を含む
- ・催涙スプレー、その他人の身体に害を及ぼし、又は人に不快感を与える原因となり得るもの
- ・花火、ガスボンベ、多量のライター・マッチ等の可燃物
- ・ゴルフクラブ、バット、ラケット等、凶器となり得るもの
- ・虫取り網等、長大な棒状のもの

・その他法令等により所持が禁止されているもの

3-2. 持込禁止物(その他)

- ・酒類全般(容器や開封未開封問わず全て)
- ・瓶、缶類の飲料(食物アレルギー等のお食事に制約がある場合を除く)
※マイボトル、水筒を推奨、ペットボトルは可
- ・補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を除く動物及び植物
- ・アマチュア無線機、特定小電力無線機、トランシーバー等の無線通信機器(携帯電話、ラジオ、パソコン、タブレットを除く)、ドローン等の小型無人機、ラジコン玩具
- ・のぼり、横断幕(懸垂幕)、テント、その他これらに類するもの
- ・拡声器、メガホン、スピーカー等、騒音を発する恐れのあるもの
- ・ローラースケート、スケートボード、キックボード、自転車等、他人の通行に支障を及ぼす恐れのあるもの(歩行補助器具を除く)
- ・ハードケース、スーツケース、物品を運ぶようなカート、キャリーケース等
- ・カメラの一脚又は三脚、自撮り棒(手のひらに収まるハンドサイズのもの除く)等、凶器となり得るもの
- ・その他会場の秩序及び安全対策上不適切と認められるもの
- ・その他法令等により所持が禁止されているもの
- ・X線検査装置で検査可能なサイズを超える荷物(高齢者、障害者等が使用する歩行補助器具、車いす、ベビーカーを除く)

4. 禁止行為

開催者の許可なく、博覧会会場内における以下の行為を禁止するものとする。

4-1. 禁止行為(危険行為等)

- ・人、車両、モビリティ等の通行を妨げ、又は通行の支障、危険となる行為をすること
- ・人の身体又は物件に害を及ぼす恐れのあるものを携行し、又は害を及ぼす恐れのある行為をすること
- ・物質(気体、液体、粉末その他)をまき散らす等の行為、又は放置をすること
- ・立入禁止場所に立ち入ること
- ・ローラーシューズ、ローラースケート、スケートボード、キックボード、自転車等による滑走行為を行うこと(協会貸出モビリティは除く。ローラーシューズを履いて入場する際は、ローラー部の取り外し又は格納する)

- ・場内で遊泳及び釣り行為を行うこと

4-2. 禁止行為(破壊行為等)

- ・出展物、施設、備品、その他本博覧会の管理物品を損壊し、又は汚損すること
- ・植物、動物、昆虫等の採取、又は損傷すること(会場内で提供される体験等に関する行為を除く)
- ・鳥獣魚介類に餌を与える行為、又は捕獲や殺傷行為をすること

4-3. 禁止行為(使用・配布等)

- ・拡声器、メガホン、スピーカー等、騒音を発する恐れのあるものを使用すること
- ・大きなプラカード、のぼりその他これらに類するものを掲示し、又は携行すること
(添乗員等の手旗(45 cm×45 cm程度のもの)は認めるが、ほかの来場者の迷惑にならないように注意すること。)
- ・ポスター、ビラ、チラシ等を掲示し、又は配布すること
- ・アマチュア無線機、特定小電力無線機、トランシーバー等の無線通信機器(携帯電話、ラジオ、パソコン、タブレットを除く)、ドローン等の小型無人機、ラジコン玩具を使用すること
- ・カメラの一脚又は三脚、自撮り棒(手のひらに収まるハンドサイズのもの除く)等を使用すること

4-4. 禁止行為(その他)

- ・販売、提供場所のエリア外で飲酒すること
- ・指定された場所以外に紙屑、容器、その他の廃棄物又は汚物を捨てること
- ・家庭ごみなど、場外からのごみを場内に持ち込み廃棄すること
- ・営業行為、物品等の陳列(記念品等の配布を含む)及び商業目的の撮影、録音をすること
- ・指定場所以外での喫煙、その他火災予防上危険な行為
- ・寄付の募集、署名活動、勧誘行為、又は調査(サンプリング・アンケート等)やその回答を求めること
- ・集団示威運動、集会、演説
- ・政治・思想・宗教的な主義・主張を伴う行為
- ・公共の秩序・道徳に反する行為
- ・植物を植えること、又は植物の種子を蒔くこと(会場内で提供される体験等に関する行為を除く)
- ・他の来場者の通行や観覧、開催者の運営を妨げる座り込みやスペースの占有行為
- ・テント類を設置、使用すること

- ・上記に定めることのほか、会場内の公序良俗に反する服装、平穩を乱す行為

5.入場拒否・退場措置

開催者は、博覧会会場での公共の秩序と安全を維持するために、以下の者に対して、入場拒否・退場措置を実施することができる。

なお、入場時に持込禁止物を所持していることが判明した場合、開催者はコインロッカー等の保管場所を案内する。

- ・本規約（持込禁止物・禁止行為等に関する規約）に基づく開催者の指示に従わない人
- ・酔っている、攻撃的、又は暴力的な行動と言論のために、博覧会会場での公共の秩序と安全の維持に支障があると判断した人
- ・ほかの人とのトラブルを起こしたり、周囲の人に不快感を与える人
- ・偽物の入場券で入場しようとする人
- ・無効な入場券で入場しようとする人
- ・その他、開催者が、会場内の安全確保、秩序維持、テロ対策等の観点から、博覧会運営に支障をきたすと判断した人

2026年3月19日 初版策定